

ふくしま産業復興投資促進特区における税制上の特例措置

設備投資に係る特別償却等（法第37条）

市町村の指定を受けた事業者が、平成33年3月31日までの間に復興産業集積区域内において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができます。

- 機械・装置：即時償却 又は 取得価格の15%の税額控除
- 建物・構築物：取得価格の25%の特別償却 又は 8%の税額控除

※1 税額控除は当期の税額の20%相当額を限度。なお、20%を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できます。
 ※2 本特例、38条（被災雇用者等を雇用した場合の税額控除）、40条（新規立地促進税制）はいずれかの選択適用となります。
 ※3 対象となる資産は、それまで事業の用に供されたことのないものに限り（中古品は対象外）。
 ※4 減価償却資産であっても、「工具」、「器具及び備品」、「車両及び運搬具」に該当するものは対象になりません。

【特別償却】		選択適用	【税額控除】	
即時償却	機械・装置		15%	
25%	建物・構築物		8%	

<適用イメージ:機械・装置の場合>

